

制限外牽引^{けん}の許可申請の手続き

制限外牽引 ^{けん} 許可とは	次のような場合には、公安委員会の許可を受ける必要があります。 ○ 自動二輪車又は小型特殊自動車によって、 1 台を超える車両を牽引 ^{けん} する場合、その他の自動車によって 2 台を超える車両を牽引 ^{けん} する場合。 ○ 牽引する自動車の前端から牽引される車両の後端（牽引される車両が 2 台のときは、 2 台目の車両の後端）までの長さが25メートルを超える場合。
根拠法令	○ 道路交通法第59条 ○ 道路交通法施行規則第 8 条の 5
受付期間等	受付期間：月曜日から金曜日（休日，年末年始を除く。） 受付時間： 8 時30分から16時30分まで ※ 12時00分から13時00分の受付については，申請先の警察署へお尋ねください。 ※ 申請から許可証の交付まで日数を要する場合がありますので，申請先の警察署へお尋ねください。
受付窓口	出発地を管轄する警察署へ申請書を提出してください。 ※ 幹部派出所の取扱いについては，幹部派出所が管轄する場所が出発地となる申請のみが対象となります。 ※ 警察署又は幹部派出所の管轄については，「警察署の管轄について」をご参考ください。
必要書類等 (提出部数： 2 通)	① 制限外牽引 ^{けん} の許可申請書 （※申請書等に押印は不要です。） ② 運行経路図（通行する路線名も記載してください。路線が複数の場合は，路線名のみ別紙に記載することも可能です。） ③ 積載図 ④ 自動車検査証の写し（窓口において提示可能な場合は提出不要です。） ⑤ 運転者一覧表（運転者が複数の場合のみ必要となります。） ⑥ その他審査に必要な資料の提出を求める場合があります。
手 数 料	無料
問い合わせ先	○ 鹿児島県警察本部交通部交通規制課企画許可係 （電話 099-206-0110 内線 5172, 5173） ○ 各警察署の連絡先 ホームページをご参照ください。 （「ホーム」→「手続・申請」→「各種様式」→「道路使用・通行許可に関する様式」→「◆警察署の管轄について」）